

黒部市 発表
令和5年12月22日（金）

【照会先】
黒部市学校教育課
学校教育課長 小倉 信宏
学校教育課班長 庭田 順子
電話 0765（54）2701

報道関係者 各位

黒部市コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)事業 ～地域とともにある学校づくり～

黒部市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条の5「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない」に基づき、令和6年4月から、本市の現状にふさわしいコミュニティ・スクールを小・中学校に設置します。

1 目的

本市の小・中学校では、従来、学校評価や学校評議員制度等を通して、学校運営方針への地域の理解を得ているが、学校評議員に代わり学校運営協議会（以下「協議会」）を置き、協議会委員に学校の現状や学校運営方針を説明して承認を得ながら、学校と地域・家庭が一体となって、共に教育活動や地域活動を推進することにより、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むとともに、地域に役立つ人材の育成及び地域の活性化を図る。

2 学校運営協議会委員

協議会の委員は、15人以内とし、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

3 経過及び今後のスケジュール

年月	予定
令和5年 11月	・黒部市総合教育会議（市長と教育委員からなる法定の会議）にて協議 ・定例教委育委員会で黒部市学校運営協議会規則（教育委員会規則）議決
令和6年 1月	・コミュニティ・スクール準備委員会立上げ ・協議会委員の推薦依頼 ・CS（コミュニティ・スクール）マイスターによる実施研修（教職員対象） ・学校評議員会等を通して周知
2月	・協議会委員の選出と市教育委員会への推薦 ・学校だより等による周知 ・中学校区ごとに地区説明会開催
3月	・関連条例等の改正
4月	・黒部市学校運営協議会規則施行 ・委員の承認、決定通知送付 ・全小・中学校でコミュニティ・スクール開始